

美濃加茂市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
同条第1項及び第5項の規定による令和6年度工事監査の結果に関する報
告を別紙のとおり公表する。

令和7年3月11日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則

同 田 口 智 子

令和 6 年度 工事監査結果報告書

1 監査の範囲

- (1) 監査種類 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項
及び第 5 項の規定による監査
- (2) 監査対象 令和 6 年度 神明森山線自転車歩行者道整備工事
所管課 建設水道部土木課
- (3) 監査日 令和 7 年 2 月 7 日(金)
- (4) 着眼点 工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行さ
れているかどうかを主眼として監査を実施した。
- (5) 監査方法 美濃加茂市監査基準(令和 2 年美濃加茂市監査委員告示
第 1 号)に準拠し関係書類の審査及び工事現場の実地調査
を行った。なお、工事監査は、技術的観点からの専門知識
を必要とするため公益社団法人大阪技術振興協会に工事技
術調査の業務を委託して実施した。

2 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと
認められた。

また、技術的な所見は、工事技術調査結果報告書のとおりである。

美濃加茂市

令和6年度 工事技術調査結果報告書

令和7年3月7日（金）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和7年2月7日（金）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎3階第3会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員	（識見）	田 中 昭 則	
〃	監査委員	（議選）	田 口 智 子
調査立会者：監査委員事務局	局長	堀 部 裕 昭	
〃	係員	櫻 井 晴 美	

調査対象工事

神明森山線自転車歩行者道整備工事

1 工事内容説明者

調査出席者

建設水道部 土木課 課長	福井 良充
〃 〃 道路公園係 係長	大塚 雅之
〃 〃 〃 係員	渡邊 翔太
経営企画部 財政課 検査監	坪井 勤

工事請負者

北川工務株式会社	
現場代理人（主任技術者）	伊藤 裕次

2 工事概要

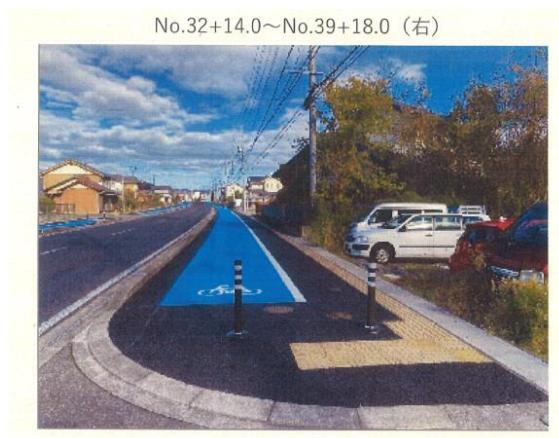
(1) 工事場所 : 美濃加茂市清水町・本郷町地内

(2) 工事内容

当該区間は中学・高校通学生徒の自転車利用の往来が多く、交通需要が多いいため、自転車及び歩行者の通行環境改善を目的として自転車歩行者道の再整備を実施した。

ア 工事概要

土工 N= 1 式、	
歩道舗装	A = 3,620 m ²
乗入舗装	A = 781 m ²
景観性舗装	A = 1,780 m ²
ガードバイプ	L = 24 m
浅基礎式ガードバイプ	L = 19 m
区画線工	N = 1 式
視覚障碍者誘導用ブロック	N = 4603枚
ポストコーン	N = 81本
構造物撤去工	N = 1 式



(3) 工事請負業者

北川工務株式会社 【第1回目で落札】
「指名競争入札（15者参加） 5者辞退、2者不着、予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設計 : 大日コンサルタント株式会社可茂事務所
工事監理 : 直営

(5) 事業費	当初	変更
設計額等（税込）	84,461,200 円	56,114,300 円
請負金額（税込）	81,180,000 円	53,302,700 円

(うち消費税及び地方消費税額 7,380,000 円) (うち消費税及び地方消費税額 4,845,700 円)

落札率：94.99%

変更理由：ガードパイプ設置延長が、減少したため。

変更契約：令和6年9月30日

(6) 工事期間

令和6年6月26日から令和7年3月11日まで

(7) 進捗状況 (令和7年1月末日現在)

計画出来高 68.5% 実施出来高 100.0% 【計画より 31.5%早い】

(8) 工事監督員

建設業法第19条の2第2項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員 建設水道部 土木課 福井 良充

主任監督員 // 大塚 雅之

一般監督員 // 渡邊 翔太

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第234条の2関係）として、履行保証制度^{※1}の活用が図れている。なお、契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証 8,118,000 円
【株式会社大垣共立銀行 美濃加茂支店 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金について、請求なく支払いなし。

(2) 入札状況について

本工事については、「指名競争入札」に付されていた。

【土木一式工事】

「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」

「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第167条の4並びに同令第167条の11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

- | | |
|--------|-----------|
| ・指名通知日 | 令和6年5月30日 |
| ・開札日 | 令和6年6月19日 |

本工事の入札への見積もり期間は、令和6年5月31日（指名翌日）～令和6年6月18日であった。

建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条第2項に規定された必要な見積期間（予定価格5000万円以上は、（通知～応札期間15日以上）が確保されていた。適正であった。

（3）契約関係書類

工事請負契約書は、「工事請負契約約款（令和6年6月26日改正）」に基づき、令和6年6月26日に適切に締結されていた。また、同日に仲裁合意書を締結していた。

（4）現場代理人及び監理技術者届

現場代理人・監理技術者届は、適正に作成され、整備されていた。

（5）建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度^{※2}への加入があり、令和6年7月10日付け「掛金収納書（証紙）」を確認した。適正であった。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が労働者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

（6）工事保険契約

受注者は、法定外保険、賠償責任保険等に加入していた。

「美濃加茂市工事請負契約約款」第58条（火災保険等）第3項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されており、期日令和6年3月1日までとなっている。

証券の写しを提出させ、適正な管理であった。

第58条

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるもの）を含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

3-2 計画・設計・積算に関する書類

(1) 計画について

本工事は、大日コンサルタント株式会社可茂事務所にて実施設計を行っていた。

「令和5年度 神明森山線自転車歩行者道詳細設計委託業務報告書（令和6年3月）」を確認した。適切であった。

(2) 設計に関する書類

ア 設計方針

経済的な理由から現道の改変規模を最小限に抑えるため、自転車及び歩行者の通行空間を構造的に分離するのではなく、自転車道に準じた通行幅員の確保を前提として、路面着色や白線の設置により、自転車歩行者道内に自転車通行位置を明示する整備を行う。

通学生徒における通行経路が複雑であるため、自転車通行空間は自転車双方向通行に相当する幅員 $W=2.0m$ を確保する。

イ 設計について

本工事設計は、大日コンサルタント株式会社可茂事務所に、「設計業務委託」していた。

設計図書は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、照査設計者、監督職員チェックを実施しており、適正に作成し、設計は適切である。

(計画、調査、実施設計に使用した基準、指針)

図書の名称	著者	発行年月日
設計業務委託共通仕様書	岐阜県	2020年
道路設計要領	岐阜県県土整備部	2021年
土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	2020年
土木工事数量算出要領数量集計表(案)	国土交通省	2018年
国土交通省土木構造物標準設計1	全日本建設技術協会	2000年
国土交通省土木構造物標準設計2	全日本建設技術協会	2000年
土木構造物設計マニュアル(案)	建設省	1999年
土木製図基準	土木学会	2009年
水理公式集	土木学会	2019年
土木関係JIS要覧	新日本法規	2000年
2018年制定コンクリート標準示方書規準編	土木学会	2018年
2017年制定コンクリート標準示方書施工編	土木学会	2018年
2017年制定コンクリート標準示方書設計編	土木学会	2018年
2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編	土木学会	2013年
2018年制定コンクリート標準示方書維持管理編	土木学会	2018年
道路構造令の解説と運用	日本道路協会	2021年
クロソイドボケットブック改訂版	日本道路協会	1974年
道路土木構造物技術規準・同解説	日本道路協会	2017年
道路土工要領	日本道路協会	2009年
道路土工施工指針	日本道路協会	1986年
道路土工盛土工指針	日本道路協会	2010年
道路土工カルバート工指針	日本道路協会	2010年
道路土工仮設構造物工指針	日本道路協会	1999年
道路土工切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	2009年
道路土工擁壁工指針	日本道路協会	2012年
路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	2012年
防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	2021年
道路示方書・同解説I～V	日本道路協会	2017年
改訂解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	2000年
電子納品要領	岐阜県	2017年

電子納品運用ガイドライン	岐阜県	2017年
CAD 製図基準	岐阜県	2017年
平面交差の計画と設計基礎編	交通工学研究会	2018年
平面交差の計画と設計応用編	交通工学研究会	2007年
改訂平面交差の計画と設計 自転車通行を考慮した交差点設計の手引き	交通工学研究会	2020年

(3) 工事積算

【コスト縮減】

既設道路は脱色アスファルト舗装にて施工されているが、当該区間は乗入箇所も多く、表面の骨材の剥離が顕著であった。本工事では、開粒度アスファルト舗装にて施工することで、施工費及び維持管理費の縮減を図った。

ア 積算に関する書類

積算基準は、「土木工事標準積算基準書」に準拠し適切に算出されていた。

値入に際して、「岐阜県単価、公表単価」を使用し適切であった。また、市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」、「土木コスト情報」、「土木施工単価」を用い適正に算出していた。

刊行物に記載されていない「物価資料によらない」場合は、原則見積り3者以上の見積りを徴収し、見積徴収した比較一覧表など積算の妥当性を示す根拠は、分かり易く整理され、本工事の採用単価としていた。適正に積算していた。

◇ 数量算出・照査方法

原則以下の順番をルールとしている。

- ・公的単価（物価版、積算資料等）
- ・見積り（3社平均（単価）5社平均（歩掛）（岐阜県県土整備部の指導））

【数量算出・設計書の照査方法】

美濃加茂市職員（主任監督員、総括監督員）による照査を行う。

イ 工事設計書

「工事設計書」（単価適用年月日：令和6年5月1日）をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

（単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針）

図書の名称	著者	発行年月日
土木工事標準積算基準書	国交省大臣官房技術調査課	令和6年度版
岐阜県単価、公表単価	岐阜県	令和6年度版
建設物価	建設物価調査会	2024年5月
積算資料	経済調査会	2024年5月
土木コスト情報	建設物価調査会	2024年5月
土木施工単価	経済調査会	2024年5月

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。提出分を確認した。適正であった。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」、「建設業法第24条の8」及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）により元方事業者からの下請契約の状況を確認した。

【参考】施工体制台帳等に関する関係法令に規定されている内容

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第14条の2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項)
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項で準用する建設業法第24条の8)
- 施工体制台帳は、工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
(建設業法第24条の8)
- 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては10年間）保存することが義務づけられている。
(建設業法第40条の3、同施行規則第26条、第28条)

(4) 工程表

施工計画に実施工工程表が作成・提出され整備されていた。
毎月の履行報告書を請負業者に提出させていた。適正であった。

(5) 設計照査

「設計図書の照査に関する確認報告書」が、令和6年7月9日に受注者から提出されていた。適正であった。

【参照 設計図書の照査ガイドライン：国土交通省中部地方整備局】

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

契約書第18条（条件変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」
- ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。このため、中部地方整備局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成されている。

(6) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

(7) 施工計画書

施工計画書は、令和6年7月23日提出分を確認した。仕様書に基づき分かりやすく適切に作成されていた。

受注者作成の施工計画を市職員監督員のチェックがあり、適正な管理がなされていた。

本工事の、ガードパイプ設置に伴い、出入口乗上部及び設置位置下の地下埋設物（支障物件）があり、設置箇所の見直し施工がなされていた。また、浅基礎形式の変更など現場状況に応じた適切な対応なされ、監督員協議のもと実施されていた。適切であった。

(参考：事前本工事技術調査時の確認書類)

着工前書類	着工後書類
工事監査調査書	監理(監督)分掌区分表
予算執行伺い、支出負担行為伺い	監督員知書
実施設計図	監理及び管理工程表
数量計算書	労災保険、上乗保険、賠償保険
設計内訳書(積算書及び根拠リスト共)	建設業・土木・組立・火災保険
コスト縮減	
仕様書及び特記仕様書	実施工程表
入札(見積)説明記録	
入札関係記録(予定価格表、入札結果一覧表)	緊急時連絡体制図
建設工事請負契約書	建設業の許可票、労災保険関係成立票
履行保証保険証券等	
前払金保証書	
着手届出書	公的資格認定証写
工程表	安全衛生関係記録
現場代理人及び主任(監理)技術者届	
監督員通知書	
建設業退職金共済掛金収納書	材料試験・検査関係記録
主要工事施工計画書・要領書	施工試験・検査関係記録
下請負人通知書	
施工体制台帳	
施工体系図	工事打合せ記録
関係諸官庁への届書(警察許可条件等)	工事指示書
主要使用材料承諾願	
品質規格証明書	
工事日報、旬報または月報	廃棄物処理関係書類
工事記録写真	
出来形確認請求書	
契約変更(設計・工期)に関する書類	その他
工事の計画や設計の概要を記載した書類	

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者と

して適切な管理指導がなされていた。

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成14年4月1日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

(2) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(3) 現在までの廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

- ・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」：「COBRIS^{※3}」登録
工事ID-12369378 一般財団法人日本建設情報総合センター
「建設副産物情報交換システム-COBRS-」登録証を確認した。適正であった。

◇建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

※3 「COBRIS」（Construction Byproducts Resource Information interchange System）

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図る。
- ・建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進する。
- ・建設副産物にかかる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上が目的。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項目	産業廃棄物	
1	産業廃棄物種類	As殻	Co殻
2	委託契約書(有/無)	有	有
3	処分業許可証(有/無)	有	有
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有

3-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時

連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。

(3) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。

- ・「安全作業指示書・安全日誌」
- ・「KYミーティング日報」
- ・「新規入場者申告票」など

(4) 標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、安全パトロール点検の実施を全社体制で取り組んでいる。実施票を確認できなかったが、適切であるとのことである。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中の項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">日報・週報・月報</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">品質管理・出来形管理・納品管理</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">グリーン購入法適合製品の購入</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">打合せ簿・指示書・実施工工程管理表</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">工事写真帳</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">朝礼・安全会議記録・災害防止協議会</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">安全パトロール記録</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">新規入場者教育</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">建設業許可票・労災保険成立票</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">施工体制体系図・緊急連絡体制図</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">建設業退職金共済制度適用事業主現場標識</div>

4 現場施工状況調査における所見

現場は、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 監査時は、工事完了していた。視覚障がい者誘導用ブロック取合い部など、留意された安全管理施工されていた。

5 技術調査全般

本工事について工事技術調査を行った結果、監督員の関与及び指示が明確であり、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。

受注者からの施工に伴う提出書類は、分かりやすく適切に提出させていた。

施工及び工事監理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

発注者は指導的立場により、監督員が適切な指示・指導を行い、整備された管理状態で完了していることを確認した。

今回は全体のサンプリング調査であり詳細まで検証することができなかったが、現場での施工管理は、適切な処置がなされ良好な施工状態であった。